



平成 21 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 義 一
(コード番号 3950、東証 1，大証 1)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長
安 原 宏 光
(TEL. 06-6972-1221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 57 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第 8 条第 2 項を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから、現行定款第 12 条第 3 項を削除し、株式取扱規定に定める事項を明らかにするため現行定款第 13 条に「株主の権利行使に際しての手續等」の文言等を追加するものであります。

② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条および第 12 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役の員数の変更

現状の経営体制に即した取締役の適正員数に合わせるため、現行定款第 21 条におい

て現在 15 名以内と規定している取締役の員数を 11 名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

本定款変更は、平成 21 年 3 月 27 日開催の第 57 期定時株主総会に付議予定であります。

以上

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条 <条文省略> (株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株券を発行する。 (单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (单元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 第11条に定める請求をする権利 <p>第10条～第11条 <条文省略> (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿</p>	<p>第1条～第6条 <現行通り> <削 除></p> <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、100株とする。 <削 除></p> <p>(单元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 第10条に定める請求をする権利 <p>第9条～第10条 <現行通り> (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 <削 除></p>

<p><u>管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第 13 条 <u>当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第 14 条～第 20 条 <条文省略></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 21 条 当会社の取締役は <u>15 名以内とする。</u></p> <p>第 22 条～第 38 条 <条文省略></p> <p><u><新 設></u></p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第 12 条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第 13 条～第 19 条 <現行通り></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当会社の取締役は <u>11 名以内とする。</u></p> <p>第 21 条～第 37 条 <現行通り></p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条から本条までの規定は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>
--	---